

《論文》

大正時代から昭和時代戦前期までの社会事業における 組織キャンプの特徴

－雑誌『東京府慈善協會報』から『社會福利』に至るまでに掲載された記事に着目して－

The characteristics of Organized Camps in Social Work from the Taisho period to the Pre-war Era of Showa period: Focus on articles which were published by the magazine “Tokyo-fu-Jizen-kyoukai-hou” (later known as “Shakai-fukuri”)

所長・長野大学社会福祉学部 教授 中島 豊
Yutaka Nakajima

1. 問題および目的

筆者は、大正時代から昭和時代戦前期までの社会事業における組織キャンプ(以下、キャンプ)について研究を進めている。その最初の成果として、「雑誌『東京府慈善協會報』より『社會福利』に至るまで¹⁾に掲載された記事にみるキャンプを表わす用語(その1)²⁾」を著した。それらの記事の初出は、1917(大正6)年であり、昭和時代戦前期の最後の記事は、1940(昭和15)年であった。23年間に見出した記事の総数は、57本あった。詳しくは、下記「結果」の一覧表を参照願いたい。

上記拙稿では、第一の目的として、社会事業においてキャンプを表わした用語について明らかにした。それらの用語は、掲載順にみると「轉住(轉住保育を含む。以下、轉住)」(No. 1, 4 など)、「慈善旅行」(No. 2)、「修學旅行」(No. 3)、「林間幼稚園」(No. 4, 5 など)、「天幕生活」(No. 12)、「臨海學校」(No. 14, 18)、「林間童話學校」(No. 15)、「健康集落」(No. 16)、「林間學校」(No. 14, 18 など)、「林間兒童學園」(No. 22)、「臨海聚落」(No. 40)、「臨海保育」(No. 42)、「野營生活」(No. 51)、「夏季聚落」(No. 54) などであった。なお、No.は「結果」の一覧表における記事番号である。

このうち、掲載頻度の高かった「休暇聚落³⁾」「林間學校⁴⁾」「轉住⁵⁾」を取りあげ、まず「休暇聚落」と「林間學校」の使われ方と展開を整理した。「休暇聚落」が、日本に紹介されたのは1888(明治21)年であり、最初

の実践は1907(明治40)年であった。「林間學校」は、「森林學校」などと訳されていたが、1910年代半ばからこの名称が定着し、1917(大正6)年には常設型の「林間學校」ができていた。そういった経過の中で、常設型ではない「林間學校」が「休暇聚落」の意味あいでも使われていくようになり、次第に「林間學校」の名称が普及していくことになった。

次に「轉住」は社会事業で使われ、その初出はドイツの「休暇聚落」をふまえて実施された、1917(大正6)年の「保育所聯合幼児夏期轉住事業」(No. 1)であり、その名称は1957(昭和32)年まで使われていた。

第二の目的の「キャンプ」という言葉の初出はいつかであるが、タイトルとしての初出は1929(昭和4)年であるが、「キャンプ」という表記も見られた(No. 37, 38 など)。1927(昭和2)年のNo. 12の本文中には「キャンプの内容」という表記が見られた。

しかしながら、紙幅の関係でキャンプの内容に触れることはできなかった。当時のキャンプについては、教育学の立場から「林間學校」に関してかなり明らかにされてきている⁶⁾。また、内容についても、期間、開催地、参加対象、宿泊であったのか通学であったのかの実施形態、日課や実施期間を通じての行事、指導者、参加費用など、論文により取りあげた項目にばらつきがあるが、個別のキャンプを取りあげたり、一つの林間學校を通史的に取り上げ(例えば野口(2010)^{6)⑤}では、大阪市にある汎愛尋常小学校の「汎愛夏期学園」については1905(明治38)年～1925(大正14)年、高

松市にある新瓦町尋常小学校の「臨地教授」については1911(明治44)年～1915(大正4)年)概略的に示したりしている。なかでも平沢(2017)^{6)・10)}は、群馬県前橋市の敷島尋常小学校と桃井尋常小学校が合同して開設した事例(1921(大正10)年と1922(大正11)年)について、成績と効果、社会的反響も含めて詳細に説明している。

一方、社会事業においては、管見の限り、東京市社会局が1923(大正12)年の関東大震災後に実施した仏蘭西寄贈病院の児童育強事業⁷⁾(1924年2月～5月)と、御殿場夏期林間学校⁸⁾(1924年7月～8月)について、野口⁹⁾が一日の予定と期間中の行事、献立を中心にした内容の概略を明らかにしたほかは高橋¹⁰⁾の研究のみである。高橋の研究は、1924(大正13)年に始まった、セツルメントである興望館¹¹⁾における昭和時代戦前期キャンプの経過を概略的に示したものである。

そこで本稿では、先行研究で示された、内容に関わる項目(期間、開催地、参加対象、実施形態、日課、実施期間を通じての行事、指導者、参加費など)に着目し、改めて共通した項目を整理し分類することにより、社会事業におけるキャンプの特徴の一端を明らかにすることを目的とした。

なお、表記について本文や表の表題などにおける固有名詞と引用文は、原則として旧字体を使用した。

2. 方法

整理の方法として、キャンプといえるかどうかの判断は、日本キャンプ協会が2017年に示した定義「ある目的を達成するために十分に準備され計画されたプログラムを持ち、野外でのグループ活動や共同生活を通して、キャンパーに対して楽しく創造的かつ教育的な体験や場を提供するキャンプのこと」「また、(略)参加する個々のキャンパーの身体的、精神的、社会的成長に寄与するための指導者と自然環境が用意される」¹²⁾を基準にし、それらの内容が記事から読み取れるかどうかによった。なお、記事の分量の関係で、全ての要件が満たされずとも内容から判断したものも含めた。

また、複数の記事に記載されているキャンプの内容

が具体的にわかる項目を取りあげて、「実施主体」「目的」「期間」「開催地」「対象」「指導者はじめスタッフ」「プログラム」「参加費」「収支」「医療的、福祉的な配慮と対応」に分類し、記事の番号を付し根拠を明示した。なお、紙幅の関係で項目については特徴が掴めるものに絞ることとした。

3. 結果

記事には、実施報告、見学報告、論説、概説、調査のほか、歴史や海外事情の紹介、10行程度でキャンプの報告・動向などを伝える彙報、口絵写真などがあつた。次頁から一覧表にして示す。なお、本表については、拙稿「その1」²⁾で使用したものと同一である。

「実施主体」の多くは、現在でいう福祉施設・機関・団体であるが、東京市教育局(No.13)、大学(No.14)、結核予防協会(No.16)や日本赤十字社(No.18)といった医療団体、YWCA(No.17)なども行なっていた。また、東京市(No.10,37)や東京府(No.1,4)、内務省(No.10,22)の担当部局など行政の支援が垣間見られた。

「目的」が明示されている記事は20本で、そのうち4割(No.1,4,11,13,18,24,27,40)は虚弱児の健康増進で、虚弱児と普通児の両方の健康増進は3本(No.34,52,54)、普通児のみの健康増進は2本(No.23,55)で、関東大震災被災児対策(No.4)や学生の実習(No.14)、訓練と休養(No.26)なども挙げられていた。

「期間」が明示されているものは29本で、児童を対象とした場合、短いもので5日間(No.55)、長いものになると31日間(No.4)であった。幼児であっても17日間(No.1)も行なわれていた。記事から読み取れる限りで頻度が多いのは1週間(9団体¹³⁾)、次いで2週間(4団体)であった。また「林間幼稚園」(No.4)、「不轉住託児」(No.35)、「臨時児童遊園地」(No.48)、「夏期学校」(No.49)という名で、デイキャンプ(Day Camp)¹⁴⁾も行なわれていた。

「開催地」は、当時のあまり発達していない公共交通機関の事情や今日と比べて割高な交通費¹⁵⁾の影響、費用の制約などもあつたのことだと思いが、千葉県(14団体)、東京府下の町村(10団体)、

番号	著者・所属	表題(記事区分)	掲載誌	巻号	発行年月	掲載頁	概要(実施主体・期間・開催地・参加者・内容など) (助数詞については原則として原文のものを記載した)
1		保育所聯合幼児夏期 轉住事業(実施報告)	慈善	第3号	1917(大 正6)年 11月	12-16	東京府慈善協会が、東京府知事の発意により市内の富豪などの寄付を得て幼児保育事業を運営する団体と諮り、児童48人と役員15人で、8月10日～26日、千葉県市原郡八幡町の宮吉長五郎の控家を借用し実施した。徳永恕(二葉保育園)保育主任の「滞幡日記」、写真4枚、事例記録などあり。
2		福田會育兒院兒童第 四回夏期慈善旅行 (実施報告)	協會 々報	第16号	1921(大 正10)年 11月	135-138	福田會育兒院が、8月1日～28日、千葉県館山町慈恩院にて、児童62人(うち12歳以下38人)に海水浴の避暑を行なう。プログラムなどの実施概要の記載あり。写真1枚あり。
3		東京市養育院井之頭 學校夏季修學旅行 (実施報告)	協會 々報	第16号	1921(大 正10)年 11月	138-144	東京市養育院が、前年8月12日より1週間、千葉県安房郡船形町にある養育院安房分院にて実施した。1921年は、7月23日～31日と8月3日～12日に各46人で実施し、10歳～21歳が参加した。行程は、吉祥寺→東京→霊岸島より汽船、横浜、横須賀經由舟形町波止場着。プログラムは、午前・午後の水泳、朝夕の散歩、夜の唱歌・室内遊戯など。写真1枚あり。
4		林間幼稚園及び轉住 保育(実施報告)	協會 々報	第24号	1924(大 正13)年 10月	121-129	東京府社会事業協会は、関東大震災被災保育児のために東京府北豊島郡西栗鴨町廃兵院にて林間幼稚園(日帰り、7月25日～8月31日)、東京府豊多摩郡和田堀内村大字和泉字方南・方南寮にて転住保育(宿泊、8月1日～31日)を実施した。事業の必要性と、林間幼稚園と転住保育について設備、輸送、日課、衛生、予算などを記載した。口絵写真、計5枚あり。
5	沖田さと子	林間幼稚園に於ての感 想(見学報告)	協會 々報	第24号	1924(大 正13)年 10月	130-134	上記林間幼稚園における8月9日の見学報告である。自然の中で遊ぶ幼児の様子や著者とのやり取りが記述されている。
6	甲藤とよ子	轉住を訪れて (見学報告)	協會 々報	第24号	1924(大 正13)年 10月	134-135	上記転住保育の見学報告である。訪問した期日は不明である。午後のおやつを中心に、夜7時までの保育と子どもの様子が綴られている。
7		保育分科會(彙報)	協會 々報	第24号	1924(大 正13)年 10月	142-143	5月30日、該当協会の幹事会にて夏期転住事業を協議した。それに先立ち分科会を5月17日、南千住の交隣園にて開き「災害後第一年の夏期に際し、実施すべき事項」として転住事業等について議論した。5月26日、夏期事業委員会にて転住事業を含んで各保育所と意見交換を行なった。
8		東京府交隣園(彙報)	協會 々報	第25号	1924(大 正13)年 12月	61、 69-70	東京府交隣園は、上記林間幼稚園・転住保育に参加した。それとは別の天幕生活は7月21日～8月16日、東京府北多摩郡立川町諏訪神社境内にて、50人を男女に分け各2個班、各班1週間に実施した。
9		保育分科會(彙報)	協會 々報	第25号	1924(大 正13)年 12月	78-79、 82	7月11日、交隣園にて林間幼稚園と転住保育について、各保育所に事業の説明を行ない、併せて協議をした。
10		林間幼稚園 轉住保育 所 視察(彙報)	協會 々報	第25号	1924(大 正13)年 12月	87-88	8月4日、大震災善後会、安田修徳会、内務省社会局、東京市当局、中央社会事業協会、該当協会理事・評議員などが廃兵院と方南寮の事業を視察した。
11		一宮學園轉住保育協 議會(彙報)	協會報	第33号	1927(昭 和2)年 10月	87-88	財団法人一宮学園において7月21日～8月31日の間、保育所児童中比較的虚弱な者を1回50人、2週間を1期として転住させる計画を立て、7月6日に商工奨励談話室にて打ち合わせを行なった。転住保育は3回に分けて実施した。
12	下竹生 (南千住隣 保館)	南千住隣保館第四回 兒童天幕生活手記 (実施報告)	協會報	第33号	1927(昭 和2)年 10月	88-93	南千住隣保館が、東京府西多摩郡青梅町(多摩川畔)で、7月25日～8月7日、男女2班各25人1週間交替にて実施した。対象児は尋常科4年以上の近くに居住する者であった。簡単な収支の記載、各日の行動記録(水泳、ハイキング、キャンプファイヤー(*)、登山、植物昆虫採集など)、写真3枚あり。
13		夏季學校が開けぬ (彙報)	協會報	第38号	1928(昭 和3)年6 月	35-36	東京市教育局は、小学校における虚弱児童の健康を推進するため1925(大正14)年以来、夏休みを利用して毎年臨海學校を開いている。予算の関係で当該年は中止するとの告知となっている。前年は、林間學校23校、臨海學校50校を開催した。
14		東洋大學兒童臨海學校 (彙報)	協會報	第39号	1928(昭 和3)年7 月	46	社会事業科学生の実地練習などのため、毎年開催している。1921年は8月1日～20日、静岡県駿東郡静浦海岸で開く。心理方面からの企てで、小学3年～中学2年の男女60人を教授・関寛之が指導する。
15		林間童話學校の開始 (彙報)	協會報	第40号	1928(昭 和3)年9 月	58	校外児童保護会愛泉学園長・森幹男は、5年前、東京府板橋町に天幕を以て林間學校を始めたのち、大井町大森町等にこの種の事業を毎年遂行している。1928年は板橋町岩ノ坂上近藤山に天幕を以て、8月3日～31日、林間童話學校を開催した。
16		夏季兒童健康集落 千葉縣富浦に(彙報)	協會報	第13卷 第7号	1929(昭 和4)年7 月	95	日本結核予防協会は、8月5日から20日間、夏季兒童健康集落を千葉県富浦の日本赤十字社千葉支部付属の海浜學校にて開催する予定である。尋常小学校4、5年の少年少女を約40人集め、指導は海浜學校職員があたる。

番号	著者・所属	表題(記事区分)	掲載誌	巻号	発行年月	掲載頁	概要(実施主体・期間・開催地・参加者・内容など) (助数詞については原則として原文のものを記載した)
17		職業婦人のキャンプ生活 (彙報)	協会報	第13巻 第7号	1929(昭和4)年7月	96	東京キリスト教女子青年会が7月1日～2日、千葉県安房郡保田町保田海岸で実施予定。また、全国女学生のキャンプも7月20日頃から富士山麓で開催の予定である。
18		虚弱児童のための夏の臨海、林間学校(彙報)	協会報	第13巻 第7号	1929(昭和4)年7月	99-100	小石川、芝、麴町、神田、赤坂、牛込、四谷、麻布、京橋の各区が予定する虚弱児への臨海・林間学校についての説明である。また、日本赤十字社東京支部が開催する虚弱児童の林間・臨海学校について募集状況を説明している。
19		夏期聯合キャンプ (広告)	協会報	第13巻 第7号	1929(昭和4)年7月	103	東京朝日新聞が後援する東京児童指導者会主催による第一回聯合キャンプの募集広告である。場所は東京府多摩郡調布町上石原多摩川畔小松原。社会事業団体に1棟1週間3円で貸与する。
20		聯合キャンプ (口絵写真)	協会報	第13巻 第8号	1929(昭和4)年8月	口絵	東京児童指導者会主催の聯合キャンプの写真3枚(「国旗掲揚」「キャンプ・ファイヤー(*)」「いこひ」)
21		日記(彙報)	協会報	第13巻 第8号	1929(昭和4)年8月	90	聯合キャンプの打ち合わせ日程の記事(7月8日打合せ、同月13日多摩川の現場にて児童指導者会を開催)である。
22		林間児童學園(彙報)	協会報	第13巻 第8号	1929(昭和4)年8月	91	内務省社会局に事務所を置く日本児童愛護協会が、今夏中は移動式のものを入れて経営にあたる予定である。東京市内各小学校中の病弱児童3～6年生を対象とする。
23	牧 賢一 (西窓学園)	西窓洞に於ける夏期転住のこと (開催経緯と実施報告)	協会報	第13巻 第9号	1929(昭和4)年9月	54-59	西窓会(のちの西窓学園)は、1927年に多摩川の家(西窓洞)において第1回の夏期学校を開催し櫻楓会託児所(巣鴨町近辺)の子どもを日本栄養協会の援助の下、約半月転住を行なった。1929年も第3回夏期転住事業(林間保育と林間学校)を7月24日～8月19日、3組に分けて開催した。各組の期間、参加児童数、指導者、プログラムなどについて記載している。
24		納涼座談会(座談会)	協会報	第13巻 第9号	1929(昭和4)年9月	60-67	東京児童指導者会が主催するキャンプ指導者(江崎、内片、松前、一條、下竹、松澤、太田、堀江)と東京府社会事業協会(幹事の岡・小林、主事の中島・朝原)、牧賢一による座談会記録。参加対象児(虚弱児か健康児か)、効果が現れる期間、炊事の在り方、親の見学の功罪、参加年齢の幅などについて論じられた。多摩川上石原キャンプ場にて8月13日に実施した。
25	蒲 榮司	キャンプ(目次における表記、本文の表題は「キャンプ生活」) (実施報告)	福利	第15巻 第9号	1931(昭和6)年9月	120-123	東京児童指導者会のキャンプについての観察記である。貧民窟の病弱な児童(幼児約60人、学齢児約70人)が団体ごとに約1週間参加。児童は少しの疲労の色を見せずによく遊ぶ、また、確かな日課のプランが無いのは遺憾、と著者は述べている。
26	谷川 貞夫 [愛隣団]	夏期転住事業に於ける基礎的要素(論説)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	40-51	著者によると、夏期転住事業や聚落事業はサンマア・キャンプ、フェリン(ママ)・コロニー、ハイルアンシュタルト、ワングア・フォーゲル運動などの要素が取入れられて実施されているという。また、夏期転住事業はキャンプ、臨海学校、林間学校などの名称の下に行なわれているという。その上で、種類、目的、自然条件、人的条件、施設、時間条件、グループの編成、他の事業との連携、プログラムなどを論じている。
27	原 新太郎 (白十字會)	林間学校の理論と實際 (論説と実施報告)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	51-68	著者によると、林間学校とは常設の教育機関のことであり、休暇聚落とは夏期の休暇を利用して一般虚弱児童を空気の新鮮なる日光の充分なる所に転住させ、規律的に導き健康を増進せしめるものである、という。林間学校の対象とする虚弱児童は結核の潜伏期にある者としている。また、その由来を説明し、制度や入学条件、実際の指導内容、効果などを論じている。
28	神元たね子 村本 弘榮 (西窓学園)	私共の参加した「幼児転住生活」より(実施報告)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	69-73	前年(1931年)夏に実施された、連名による新任母の記録である。場所は東京府下砧村大藏、多摩川畔。名称は西窓洞といい、米国製バンガローにて宿泊。期間は7月26日～31日と8月2日～7日、男児23人女児21人が参加。年齢は5～7歳、保育母6人と手伝い約10人。参加費1人50銭。1日のプログラムと転住の効果を記載している。
29	三隅 達郎 [愛隣団]	夏季転住事業に就いて(海外事情紹介と論説)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	81-83	著者が見聞や体験したアメリカ・カナダでのキャンプをふまえて、食堂、炊事場、便所を論じ、米ロチェスター市YMCAキャンプ場の設備の紹介している。所属団体は千葉県で7月18日～9月3日の間、7日間を1期として開催予定。うち1期は母子キャンプを実施する。
30	坂卷 顯三 (同情園)	海濱轉住の實驗に就て(幼児に就てのみ述ぶ) (報告)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	87-88	同園保育部は、大正12(1923)年以來4年間毎夏2週間、保育部虚弱児を千葉県八幡宿の分園に転住させていたが、子どもの「頗る別離の苦惱を感じ」中止。小学生以上でないといふ無理との結論に著者は至る。
31	小沼 邁 (救世軍社会植民館)	夏期轉住保育に就いて(論説)	福利	第16巻 第7号	1932(昭和7)年7月	88-94	同軍社会植民館は、千葉県長生郡一松村・東松館にて転住保育を数年来実施してきたことをふまえて、開設地の選定、宿舍、開設期間、児童数と組織編成等、鉄道への交渉、職員の役割、保育日課、食事とおやつについて論じている。

番号	著者・所属	表題(記事区分)	掲載誌	巻号	発行年月	掲載頁	概要(実施主体・期間・開催地・参加者・内容など) (助数詞については原則として原文のものを記載した)
32	樺山 司 [王子 隣保館]	キャンプ生活 (実施報告)	福利	第16巻 第9号	1932(昭 和7)年9 月	98-104	東京府下調布町二本松の東京児童指導者会の主催と推定される共同キャンプに参加した、王子隣保館に所属していると思われる著者の報告。7月22日～8月21日の開設日うちの8月5日～12日に参加した。費用概算、1週間の献立表、日課と時間割、キャンプ日記の記載のほか、共同キャンプ加入団体(13)、1日200人内外の参加であったことが記載からわかる。
33	原 新太郎 (白十字會)	常設林間保育所實現 を翹望す(報告その他)	福利	第17巻 第8号	1933(昭 和8)年8 月	47-53	臨海保育事業の実例として、東京市社会局廣瀬児童掛長指導の下に市民館託児所の比較的弱い子どもを房州北條海岸に盛夏2週間転住させた夏期臨海保育、また塩沢氏の経営する智徳会の東京府下調布町下石原での林間転住保育所の開設を挙げている。そして、常設林間保育所の開設要望を述べている。
34	山本 一雄	夏期転住保育事業に 就て(論説)	福利	第17巻 第8号	1933(昭 和8)年8 月	54-65	外国での転住事業の起源にふれ、1930年と1931年の日本国内での実施状況を述べた上で、夏の託児所と夏期転住、効果と困難、転住地、設備、食事、日課について論じ、「近年に到り、純粹に幼児保育の立場から転住保育を計畫實施されるもの漸次増加し、學齡兒或は青年のキャンピング或は林間、臨海學校と異なった使命内容を持つもの」と結語に著者は書いている。
35	北井 増枝	夏期不轉住託児保育 の一例(実施報告)	福利	第17巻 第8号	1933(昭 和8)年8 月	66-70	著者の施設では、毎年10人の虚弱児童を2週間ほど臨海転住保育に出しているが、残留児童約70人を2人の保母で見ている。そこで不轉住託児保育(デイキャンプ)を数年来実施しており、その内容を報告したものである。
36	朝倉 [朝原 梅一]	夏季保育事業に就て (調査報告の紹介)	福利	第17巻 第8号	1933(昭 和8)年8 月	71-77	「夏季の保育状況」で前年の臨海・林間学校を含む小学校の転住健康増進事業について述べ、「夏の幼稚園託児所の保育」で東京市民館託児所や救世軍社会殖民館、東京児童指導者会や各セツルメントでの転住保育について紹介し、「轉住保育」で期間や費用について報告している。
37	松本 征二	児童夏期保護施設に 就て(調査報告の紹介 と論説)	福利	第18巻 第6号	1934(昭 和9)年6 月	43-49	東京市社会局が1933年に実施した児童夏期保護施設の調査の紹介である。全市社会事業施設中27が臨海・林間学校を実施し、それらの開催地、費用、期間、参加児童数、参加児童選定の基準、日課・催事などを記載。代表例として、日本メソジスト東京社会事業連盟竹岡キャンプ(5団体、千葉県)と東京府下調布上石原=東京児童指導者会共同キャンプ(20余団体)を挙げている。
38	堀江 定一 [東京帝大セ ツルメント]	共同キャンプ(**)の批 判的考察(実施報告と 反省・課題・提言)	福利	第18巻 第7号	1934(昭 和9)年7 月	90-102	著者によると、共同キャンプ(1929年開始)とは東京児童指導者会の有志団体によってなされたものであるという。本稿では、目的、1933年の特徴、準備(準備会、キャンプ読本)、日課(旗上式、共同学習)、週プログラム(交代日、キャンプ・ファイヤー(*)、遠足、西瓜取り、展覧会、子供会、試胆会)、連絡統制(指導者会、事務所、キャンプニュース板)、衛生(医療部、その他)、残された問題(運動場、期間等)などを論じている。
39	谷川 貞夫 (愛隣団)	夏期轉住事業の社會化 (論説)	福利	第18巻 第8号	1934(昭 和9)年8 月	90-94	著者は、夏期転住事業であるキャンプは、都市社会事業において近隣の組織化が困難であるゆえコミュニティにおける組織力の基礎となる、と捉えている。また、母子キャンプも数回の実施経験から同様のものを与え得ると普及しようとしている。
40	宇野 辰雄 [猿江善隣 館]	臨海聚落の實施に就て (実施報告)	福利	第18巻 第8号	1934(昭 和9)年8 月	94-111	猿江善隣館における1933年の臨海聚落(神奈川県久良岐郡金澤町稱名寺境内で7月21日～8月17日に実施)の報告。内容は、緒言、夏期移住の必要、沿革、目的、方法、場所、設備、児童の選定、参加を断つた児童、出発前の諸調査、職員、夜間の監視、教養上の方針、組別、臨海聚落の効果などからなる。
41	藤井 藤太 (東京三崎 會館)	キャンプ(**)生活の記 録 (実施報告)	福利	第18巻 第8号	1934(昭 和9)年8 月	111-116	東京三崎會館キャンプの紹介。キャンプ地は府下立川町から南へ約1哩行った多摩川畔。休養を目的とした固定キャンプ。児童50人、指導者10人。1期を8日間として7月下旬より8月下旬まで5期に分ける。設備、指導者(ボランティアリーダーも参加、児童6～7人につき1人、会議は毎日開催、医師・看護婦の参加)、プログラム(毎朝礼拝あり、燈籠流し等)、食事、特別注意を要すべき児童(夜尿対策)などからなる。
42	神谷 秀瑞	臨海保育を思ひ立つ迄 (論説)	福利	第18巻 第8号	1934(昭 和9)年8 月	116-119	著者は、児童の転住が困難だった理由として、指導者が確保できないこと、経費がかかること、適切な場所がないこと、携行品を用意できないことを挙げているが、1934年は8月14日から1週間、千葉県銚子崎海岸で実施を予定している。
43	山本 敬事	無産児童を対象とする 夏季轉住事業(論説)	福利	第18巻 第8号	1934(昭 和9)年8 月	120-123	著者は、社会事業における夏期転住事業としてのキャンプの意義を述べた上で、対象児、キャンプ地、設備、プログラム、指導者、期間などを論じている。代表的な事業として、東京児童指導者会のキャンプや日本メソジスト東京社会事業連盟竹岡キャンプを挙げている。
44	帝大セツルメ ント託児	昭和九年度上石原共 同キャンプ 夏期轉住 保育案 (指導案)	福利	第18巻 第9号	1934(昭 和9)年9 月	194-205	キャンプに参加したことのある保母が、当該年度のキャンプにあたって作成した運営マニュアルと言えるものである。生活業務の為すべき手順や留意点を起床から(食事や昼寝などを含んで)就寝までと、プログラムごと(水遊び、キャンプファイヤー(*)など)に示したものである。

番号	著者・所属	表題(記事区分)	掲載誌	巻号	発行年月	掲載頁	概要(実施主体・期間・開催地・参加者・内容など) (助数詞については原則として原文のものを記載した)
45	一條 秀美 (甘露園)	幼児の転住保育 (実施報告)	福利	第19巻 第5号	1935(昭 和10)年 5月	31-38	甘露園の転住保育の報告。高山保育(1927年8月1~30日、2回に分 割し参加児第1回27人・第2回20人、群馬県榛名山麓の菓峠、多大の 効果を得たが高度順化など課題となり第2回時に改善)、キャンプ保育 (1929年7月末より2週間、東京府下調布上石原の東京児童指導者 会共同キャンプ、延百人余参加)、臨海保育(1930年8月4日~17日、幼 児11人と小学生17人が参加、千葉県君津郡湊町、その後4回で90人) を実施した。
46	大林 宗嗣	夏季に於ける社会事業 の諸問題(論説)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	20-24	著者は「社会事業家が(略)貧困者の生活環境の變化更新の意味 に於て(略)サママー・キャンプを実行し得るならば、(略)健康上よ り見て快適な事業たるのみならず、(略)精神生活の更新を促進する (略)」と主張する。
47	堀江定一 [東京帝大セ ツルメント]	児童の見た共同キャンプ (調査)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	24-34	著者によると、1934年に参加した305人(全参加児の約40%)に行な った感想表(自由記述式の調査のようである)を分析したものであるとい う。その項目は、目的、よかったこと、嫌だったこと、御飯おやつ、運動会 、お話し、キャンプファイヤー(*)、遠足、他の団体、先生(指導者)、同行 医、自分の団体、友達、もっといいか、規則の遵守、其の他など17で あった。
48	伊東 學位	夏季不轉住児童の爲 めに(論説)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	35-40	筆者は、転住事業に参加できなかった子どものために臨時児童遊園地 (デイキャンプのことと理解できる)を開設することを提案し、その運営 について、場所、設備、監督兼指導者、期間、時間及び日課、経費、そ の他を挙げ示している。
49	小栗 将江 [京橋児童健 康聯盟]	取り残された子供達の 爲めの一つの試み (実施報告)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	41-47	転住事業不参加の子どものために、京橋児童健康連盟が前年に行な った夏期学校(デイキャンプ)の試みの報告である。参加児は男女12 人ずつ、地域は月島と佃島、8月6日より9日間。日課、規則、献立の一部 、プログラムの一部などが紹介されている。午睡などの写真2枚あり。
50	早崎 八洲	凸坊よ、健なれ(論説)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	47-53	著者は逆説的あるいは皮肉を込めて転住の課題と解決策を幾つか 指摘している。現金的費用を必要とすること、転住地の確保のための 土地利用制限、私人の庭園の開放、屋上や児童遊園の利用などである。
51	有泉 讓	夏季野営生活とその組 織(論説)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	57-65	著者は、野営生活を「行」や「道場」と見立てたいとする。一集団は 児童150人位を最多とし、1週間の実施を限度とする。町村をモデルとし た自治生活の組織、役場・便所・炊事場等の各施設(ママ)などを説明 し、日課や行事、閑時作業にも言及している。
52	早田 正雄	キャンプ(**)雑考(論説 と実施報告の紹介)	福利	第19巻 第7号	1935(昭 和10)年 7月	87-93	著者は、「キャンプ」を固定と移動に分け、後者をハイキングとして いる。弥次喜多道中や「奥の細道」はハイキングであるという。林間学校 は虚弱児保護を目的とする夏季聚落の一種でキャンプであるとして いる。社会事業の児童キャンプとして大阪汎愛夏季学園と南千住隣保 館を取りあげている。
53	[編集部]	多摩川畔共同キャンプ (彙報)	福利	第19巻 第8号	1935(昭 和10)年 8月	116-117	東京児童指導者会主催の共同キャンプは、三井報恩会の援助等によ り上石原から国領の多摩川畔に移転し、7月22日~8月30日に開催さ れ、350人余収容でき、東京日日新聞社会事業団が後援し共同主催と なる。
54	小宮山主計	児童夏季聚落の本質 的發展に就て(論説)	福利	第20巻 第8号	1935(昭 和10)年 8月	66-74	著者は、乳児と老人の月別死亡率が8月に最高値を示すことから、夏 は身体的摂生を心掛けるべきで児童も同様としている。また、スイスの ピオン牧師が実施した1876年以降とその前の夏季聚落について述べ 、虚弱児童を対象としてきたことを明らかにしている。しかし日本にお いては、虚弱児童のみではない実態があり、一般的健康増進施設と考 えるべきだとしている。
55	牧 哲男 [愛国寮]	児童の転住事業雑観 -愛国寮の生活- (実施報告)	福利	第23巻 第9号	1939(昭 和14)年 10月	44-55	著者によると、病児や虚弱児でない幼児・児童の転住事業について 、社会事業団体の嚆矢は1927年、西窓学園セツルメントが多摩川畔砦 村に組み立てたキャンプハウスであるという。本稿は、健康増進のため に愛国寮が行なった1939年8月の転住事業のうち、筆者が参加した本 所区の詳細報告である。
56	有泉 讓	轉住保育所参加者の 手紙(論説)	福利	第23巻 第11号	1939(昭 和14)年 12月	44-54	1934年の社会事業協会国領転住保育事業についての課題を指摘し ている。隣地で砂利採取が行なわれていた転住環境、設備備品の不 十分さ、1週間では幼児に長すぎる期間、周辺の自然環境を行事に取 り入れることの少なさなどが論じられている。
57	津田 操	キャンプを終へて (実施報告)	福利	第24巻 第9号	1940(昭 和15)年 9月	83-86	女性医師である著者から見た医療報告である。丁寧に治療したので 数字に表れた人数は多かったが、病氣らしい病人はなかったという。眼 疾が36人と多く、伝染病は4人出た。検温や体重計量を実施した。医師 として保育への希望を述べている。

注記:著者・所属・表題・概要の引用は原文の表記を使用した。著者の所属のうち[]は推定によるものである。記事区分は筆者の判断による。掲載誌の正式名称は、①慈善=東京府慈善協會報、②協會々報=東京府社会事業協會々報、③協會報=東京府社会事業協會報、④福利=社会福利である。No.36の著者の姓は朝倉となっているが名を見ると梅一となっていることから朝原の間違ひであろう。No.12ほか「キャンプファイヤー」(*)の表記については原文の通りとしたため、本表及び本文において文言に細かい差異がみられる。また、No.38ほか概要欄の「キャンプ」(**)については、表題に従っての原文表記である。

神奈川県(1団体)と東京市近郊や近県であることが多かった。

「対象」は、No.1では幼児(最年少は数え年と思われる3歳)中心、No.3では小学生から青年(最年長21歳)までみられた。最年少は満1歳半であった(No.23)。幼児のみ(8団体)、小学生のみ(6団体)、幼児と小学生(5団体)と幼児と小学生が大半を占めた。小学生から少年¹⁶⁾までという団体も4つあった。半数が虚弱児を対象としていたが、「虚弱児ではない幼児と児童」(No.55)、「普通児童」や「細民¹⁷⁾窟児童」(No.24)も参加していた。男女別学であった当時の考え方を反映してと思われるが、同一キャンプ地において男子と女子を別々の期間で実施しているものがあった(No.8,12,23)。なお、母子キャンプ(No.29とNo.39、但し両者は同一団体)も行なわれていた。

「指導者はじめスタッフ」は、保母や事務担当職員のほか、病児や虚弱児が参加していることから医師・看護師の両職種またはどちらかが同行している団体(No.1,23,28,40,41,45,55)もあり、また献立づくりが重要なことから栄養士が関与や同行をしている団体(No.23,40,55)も散見され、さらに供食のため炊事人を帯同している団体(No.1,2,12,23)もみられた。キャンプリーダーとして大学生の助力を仰いでいる団体(No.12)もあった。

「プログラム」については、最も古い(1917=大正6年)No.1では、海浜での虚弱児を対象とした事業であったので「海水浴」「潮干狩り」「舟遊び」などを実施していた。関東大震災後(1924=大正13年)のNo.4では、衛生環境が不十分な集団バラック¹⁸⁾附属託児所に通う被災した幼児と小学校低学年児を対象とした日帰り事業であったため「遊戯」「運動」「水浴」「午睡」「散歩」などを実施していた。No.12の天幕(テント)生活では、午前中は「日課(朝礼、体操、勉強、掃除)」、「遠足」「登山」「植物昆虫採集」「水泳」、夜は「キャンプファイヤー」「試胆会」¹⁹⁾が行なわれていた。また、東京府社会事業協会の会員である団体のうち、託児所関係の指導者の横断的集まりと推定される「東京児童指

導者會」の中から、有志団体によって構成された共同キャンプ(No.38)では、日課として「旗上式」「共同学習」「水泳」、週替わりで「キャンプ・ファイヤー」「遠足」「西瓜取り」「展覧会」「子供会」「試胆会」が行なわれていた。

「参加費」は、1人あたりの徴収金が、No.12とNo.42で3円(共に期間1週間)、No.23で2円(同9日間)、No.40で5円(同28日間)であった。また、1人1日当たりの経費を示すものとして、1933(昭和8)年の東京市児童保護施設100団体の平均は1円96銭であった(No.37)。毎日1銭以上の貯金をして積み立てている団体もあった(No.40)。

「収支」の明細が記されているものは、No.1(1917年)で、総費用は471円52銭、収入の内訳〔()は全収入に対する比率〕は、①篤志家からの寄付金383円52銭(81.3%)、②東京府からの補助金65円(13.8%)、③保護者からの納付金23円(4.9%)であり、支出の内訳〔()は全支出に対する比率〕は①旅費69円43銭(14.7%)、②給養費(食費と賄い人の人件費)263円86銭5厘(55.9%)、③衛生・入浴費46円42銭(9.8%)、④光熱費(電燈料金)5円(1.0%)、⑤備品消耗品費15円20銭(3.2%)、⑥借家料16円50銭(3.8%)、⑦雑費53円22銭5厘(11.3%)、残金1円88銭(0.3%)であった。なお、収入について「各保育園の負擔決して少額ならざるも本表には之を除く」と注記されている²⁰⁾。また、1団体がなしたものとしては、No.12(1927年)の記録²¹⁾が残されており、収入は①実施団体負担200円と②保護者からの納付金100円のみで計300円であり、支出は510円で、その内訳〔()は全支出に対する比率〕は①旅費60円(11.8%)、②給養費335円(65.7%)、③衛生費15円(2.9%)、④運賃20円(3.9%)、⑤設備費30円(5.9%)、⑥教化娯楽費20円(3.9%)、⑦雑費30円(5.9%)で、210円の収入不足であった。不足分の補填について記載はされていないが、寄附または実施団体のさらなる持ち出し、あるいはその両方と考えられた。

対象は虚弱児や幼児であり、かつ、その多くは生活困窮児であることから、「医療的、福祉的な

配慮と対応」がなされていた。参加にあたっての健康診断の実施や健康状況・生活状況等の調査 (No. 1, 37, 40, 56)、身体状況や居住環境、家庭環境などを考慮した参加児の詮衡 (No. 23, 37, 40)、参加費用の減免・免除 (No. 12, 23, 36, 37, 40)、保護者への説明会・相談 (No. 31, 56)、家庭訪問 (No. 31) が行なわれていた。

4. 考察

4-1. 「実施主体」

大正時代は、公立団体 (No. 3, 8) での実施や実施に際しての行政や公的機関の関与 (No. 1, 4) が見られる。昭和時代に入ると、セツルメントにおいてキャンプが活発になってくる。本稿における表にある団体のほとんどはセツルメントである (No. 12, 23, 26, 31, 32, 38, 40, 41, 45)²²⁾。託児所や児童クラブを運営するセツルメントが積極的にキャンプを行っていた様子が窺える。

4-2. 「目的」

虚弱児の健康増進が過半数を占め、次いで普通児の健康増進ためにも行なわれているが、No. 1では保護者に対する便益 (こんにちでいえば保育の負担軽減の意であると思われる)も挙げていた。社会事業団体として、後述の母子キャンプの実施もそうであるが、児童のみならず保護者も視野に入れていたことを示している。

また、1924 (大正13)年夏に東京府社会事業協会が、東京府北豊島郡西巣鴨町廃兵院 (現在の豊島区巣鴨三丁目から北大塚一丁目にかけての一带)において実施した、日帰りの「林間幼稚園」²³⁾は、院内の自然環境²⁴⁾を用いて関東大震災「災後特に傷つけられたる幼児の天真を恢復せんとする」ことを目的としていた。これは、自然を通して純真さや無邪気さなどの人間性を恢復しようと企図するもので、自然による「癒し」を意識していたと考えられ、児童に対するヒーリングキャンプ (healing camp)の先駆であったといえよう。

4-3. 「期間」

当時、効果を上げるには2週間以上が必要²⁵⁾とされていたことから、幼児であっても17日間 (No. 1)や14日間 (No. 30)の長期にわたって実施されていた。それゆえ「頗る別離の苦惱を感じ(略)獨りシクシク泣いて居るものも」²⁶⁾いたのである。そんな状況があつてのことであろうNo. 56の有泉²⁷⁾は「一週間の轉住生活は、幼児にとっては長すぎる」「幼児の心理状態から云つても、二泊の三日と云ふところが最も適當ではなからうかと考へる」と主張する。一方、No. 38の堀江²⁸⁾はキャンプ生活に慣れて来た頃には交替することから「一週間は余りにも短すぎます」と主張し「幼児はさらに長きを必要とするさうであります」と指摘している。やがて戦争の時代へと突入し、幼児を対象とした場合の妥当な期間について結論は出ないままであつたようだ。

休暇聚落では宿泊を伴わない「半聚落」も実施されていたが、休暇聚落の日本への紹介経過を考えれば、社会事業においてもこのことは当然、理解されていたといえよう。そこで、様々な名称の日帰りキャンプが行なわれていた。それぞれの開設者がどのような意味を込めて名付けたのかは不明である。「林間幼稚園」についていえば、託児所を束ねる東京府社会事業協会が主催であるのに教育分野で使う「幼稚園」という名称になぜしたのか、判明している資料からは手掛かりがつかめない。託児所における保育内容の対等性を強調しなかったのだろうか。「幼稚園」に込めた意味について疑問は尽きない。

4-4. 「開催地」

東京市近郊や近県が多かったが、参加児が幼児だけのキャンプを比べてみると、No. 28 東京府下砧村、No. 30 千葉県八幡宿、No. 31 千葉県一松村、No. 33 千葉県北條海岸、No. 42 千葉県姉ヶ崎海岸、No. 45 群馬県伊香保であつた。所要時間は、当時の時刻表²⁹⁾によると、鉄道でNo. 28, 30, 31, 42は渋谷や両国から2時間以内のところであり、移動上の問題は少なさそうであるが、No. 33は両国か

ら約3時間強、No.45は上野から約3時間半に加えて、さらに私鉄に乗り換えて50分もかかっている。子どもに対する負荷や引率の苦勞は相当のものがあつたと推察される。また、開催地の選定において、幼児だからといって近場を選んでいたわけではなく、適地を選んだ結果、移動時間がかかる場所となつたように思われる。

4-5. 「対象」

幼児のみで実施していたのは8団体である。幼児受入れの理由は「小學校上級年齢に在るものに對しては、(略)夫々銷夏の施設(林間學校、臨海園、キャンプ生活の如き)を試みる者ありと雖も、最緊要なりと認めらるゝ幼児に關しては、その保護極めて面倒なるが故に何れの方面にても殆んど之が計畫あるを聞か」³⁰⁾ないからということであつた。虚弱な小学生以上に虚弱幼児は健康増進が必要であるが、世話の手間がかかるため、それを行なう事業・施設がないから実施したというわけである。なお、当時の欧米のフェリエンコロニーでは幼児を対象とした記述は見出せていないので、幼児を対象としたキャンプの実施は日本が早かつた可能性がある。

No.55によると、「病兒や虚弱兒でない幼児と兒童の夏季轉住事業を、社會事業團體がやり始めたのは、昭和二(1927)年西窓學園セツルメントが(略)、日本における嚆矢であらう」³¹⁾としている。No.23は、西窓學園の前身である西窓会が行なつた細民地区に立地する櫻楓會託兒所の昭和二年の夏期轉住事業を報告している³²⁾。No.12の南千住隣保館の報告³³⁾では、隣保館周辺は「ドブ溝の臭が、湿氣とともに、路地に流れ出す、樹木とて、一本もない」労働者街であり、対象兒について「本園の附近に居住し参加必要ありと認めたもの」と記され、虚弱兒とは明記していない。No.24の共同キャンプの座談会では、キャンプの主旨は細民窟の兒童の健康増進にあるとの発言もある³⁴⁾。こうみえてくると、セツルメントにおいては、その役割や立地をふまれば、対象は虚弱兒が中心というよりも居住環境の劣悪な經濟的困窮兒に重き

を置いていたように思われる。

参加兒の年齢の幅は、学校が行なう林間學校と異なり、幼児から小学生までを同一キャンプに受け入れて実施していた。社會事業団体、特にセツルメントでは先に触れた託兒所と兒童クラブを運営しており、そこに通所する幼児と小学生のためにキャンプを実施していたからと考えられる。

さらに、数は1団体(愛隣団、No.29,39)でしかないが母子を対象にしているものもある。実施の動機は著者である三隅がカナダで見聞した母子キャンプ³⁵⁾であり、それを実践しようとしたもの(No.29)であつた。その意義は、一時的ではあるが母親を育児から解放することにより「日中の數時間だけでも一人なって靜かな自分の時間を見出す」ことにあり「この時を利用して趣味の養成、母親として又主婦としての足らざるを補ふ」ことにあるとしている³⁶⁾。また、谷川(No.39)は「母子キャンプの実施は、地區に於ける近隣の組織化の上に基礎的なるものを與へ得ることが可能である」³⁷⁾と述べている。

三隅は、こんにちも課題とされる母親の育児からの一時的解放や心身のリフレッシュ、そして母親として、また現在からみれば限定的ではあるが女性としての教養の形成に意を用いていることがわかる。一方、谷川は、都市における社會事業の組織化が困難であるがゆえに、母子を巻き込むことにより地域社會の組織化、つまりキャンプに参加した住民同士の繋がりづくりを視野に入れている。利用者や地域のニーズを見出し対応する、また地域社會のネットワークをつくるという地域福祉の考えの先駆けをみることができる。そして、キャンプを通じて社會改良の思想を實踐として現わそうとした、とみてよいと考える。ただし、母子キャンプができたのは千葉県に竹岡キャンプ場という独自の専用施設を持っていた愛隣団だけであつたが、本稿で掲げた以外にも興望館が実施していた³⁸⁾。

4-6. 「指導者はじめスタッフ」

運営者に北米でキャンプの指導経験のある者

(三隅)があたっていた(No.29)ほか、当該雑誌の記事にはないが、キャンプ経験を持つと思われる外国人が指導している例³⁹⁾がある。したがって、一部の団体ではあるが北米流のやり方を取り入れたキャンプが行なわれていたと考えられる。

子どもの生活を指導する者は、学校の行なう林間学校は教員である⁴⁰⁾のに対して、社会事業団体では幼児が中心であるから保母が主となっていた(No.1,2,23,28,31,42)わけであるが、それにとどまらず有志(No.12)や附添者(No.55)が指導補助者として参加していた。無償であるとの記載はないが、これらはボランティアである可能性が高いと思われる。なお、「ボランティア」⁴¹⁾と記載され、確かにボランティアが参加していた団体(No.40)もあった。附添者は「集団としての児童の取扱いの経験が殆んどなく、しかも集団生活の経験に乏しいために指導者のよき意圖や方針等を裏切りがちになる」⁴²⁾ため、「附添者の統一訓練が必要である」⁴³⁾としている。こんにちのように事前にトレーニングを行なうことは、十分なされていなかったようである。

医療スタッフは、手許にある学校の行なった林間学校の報告⁴⁴⁾(以下、林間学校報告)でも社会事業団体と同様に同行がなされていた。また、炊事人も同様に供食設備のない寺院などを宿泊先とする場合は帯同していた⁴⁵⁾。栄養士の関与や同行については、林間学校報告では見当たらず、「結果」に示した幾つかの社会事業団体が力を入れたことのように思われた。

4-7.「プログラム」

起床から就寝まで毎日所定の日課が生まれ、開催地に応じて水泳や遠足、登山などの行事が組まれていた。その中で林間学校報告に見られないものが、キャンプファイヤーである。No.12の南千住隣保館では、2週間の期間のうちの5日目に実施している。「益々人氣よく線香花火まで上げるので、附近の人が集まってくる」「比較的純性を失くした、貧民窟の子供とまる出しの村の子供が仲よく遊ぶ」「みれば、たぶ八も、瓦斯タンクも、豚(以

上、子どもの渾名、筆者注)もうたつてゐる」と記されている⁴⁶⁾。生活の厳しい子どもが日常を忘れ心ゆくまで楽しんでいるさまが読み取れる。No.32の共同キャンプでは、帝大セツルメントと興望館主催のキャンプファイヤーが行なわれている⁴⁷⁾。No.41の東京YMCAの三崎会館でもなされている⁴⁸⁾が、全てのセツルメントが行なっていたわけではなさそうである。

4-8.「参加費」「収支」

個人の払う「参加費」と団体の「収支」は表裏の関係にあるので合わせて記載する。「参加費」は団体によりばらつきがみられる。日割りにすると、No.12とNo.42で約42銭、No.23で約22銭、No.40で約18銭となる。その差は、開催地までの交通手段や利用する宿舎、参加児とスタッフの比率、給養費などが関係しているのであろう。

セツルメントの場合は、参加児の多くが貧民窟、細民地区居住であることから、家計の状態などを考え、実施するための準備に学校が行なう林間学校以上の配慮がなされていることが窺がえる。例えば、南千住隣保館(No.12)では「正式に納めたのが半数あとは半額と免除が占る」⁴⁹⁾、東京市市民館託児所(No.36)では「一日幼児の家庭負擔二銭だけで他一切無料」⁵⁰⁾といった「参加費」の減額・免除である。また、「参加費」を一括徴収する際の負担を和らげるため、積立貯蓄を行っていた団体もある。猿江善隣館(No.40)では「毎日一銭以上の貯金を督勵し」⁵¹⁾ていた。かつ、このことは参加希望児自身に目標を持たせ自助努力を促していたものといえよう。

「収支」のわかっているNo.1とNo.12をみると、「参加費」のみでは支出を賄えない構造になっている。そこで、No.1では「各保育園の負擔決して少額ならざる」と施設や団体が持ち出したり、南千住隣保館(No.12)では「寄附を募つ」⁵²⁾たり、さらには猿江善隣館(No.40)では「児童の負擔經費は一人食費宿泊旅費一切を含み五圓であるから、家庭の生活状態により本館より二圓の補助を與へ、又同潤會本部に於て猿江の改良住宅居住児童

に限り、一人二圓宛の補助を與へる事となつてゐる」⁵³⁾と、所属機関の本部からの補助を得たりしている。特に民間社会事業団体は、当時、こんなちのような措置費や保険などによる公的支援がなかったことから、資金調達に大変苦勞したことが想像できる。それゆゑ、「多額の費用を要するので、貧弱なる個人の私設團體では、到底例年の行事とすることは不可能である」(No. 45)⁵⁴⁾という声も出ている。

4-9. 「医療的、福祉的な配慮と対応」

必要度の高い参加児を選び出す詮衡では、医療的な観点からいへば、猿江善隣館 (No. 40) では「効果を収める児童即ち左記項目に概當する者を身體検査の上決定す」⁵⁵⁾としていた。左記項目としては、一、貧血な児童、二、腺病質の児童、三、栄養不良な児童、四、病氣恢復 (ママ) 期の児童、五、一般に身體虛弱なる児童、六、住地の空氣に適しない所に居住する児童を挙げていた。また、福祉的な観点からいへば、西窓学園 (No. 23) では「家庭調査を行ひ、適當と認めたるものを選ん」⁵⁶⁾であったり、団体名はわからないが「貧困児を選定基準とした」⁵⁷⁾りしていた。何らかの基準を設けるなどして、適切な児童を選び出そうとしていることが窺える。

参加児の健康状態や生活状況の事前把握もなしている。団体は不明であるがNo. 56では、幼児キャンプのため「一人々々についての詳細な健康及び生活調査」⁵⁸⁾を行ない、猿江善隣館 (No. 40) では、起床・就寝時刻、外泊経験、夜間排尿、食物の好悪などの項目を詳しく調べて、事業に生かしていた⁵⁹⁾。虚弱児や幼児であるがゆゑの細かな配慮をなしていたといえる。

また、保護者への説明会については、No. 56では「四回程も参加幼児の父兄の會合を願ひ『泊りがけ生活』に對する相談やら打ち合せ」⁶⁰⁾をしていた。幼児であるため保護者も納得できるような手間をかける対応が求められたのであろう。

5. おわりに

本稿に記載した特徴は全ての社会事業団体に見られるわけではないが、それぞれの団体が厳しい財政状況の中で、持てる資源と環境を生かして、虚弱児や幼児、それらに加えて生活困窮児に対して、様々な工夫や配慮を行ないながら、キャンプを実施してきたことが理解できる。特に、セツルメントにおいては昭和期に入ると積極的に実施しており、全てではないが虚弱児のみならず幼児や生活困窮児、母子に対するキャンプを行なっていた。紙幅と歴史資料が限られているため、個々の団体での取り組みの詳細を述べることは難しいが、共通する項目を集めて解釈することは可能であろう。今後は、項目ごとの取り組みをさらに明らかにし、社会事業におけるキャンプの実態をより解明していきたい。

文献および注

- 1) 『東京府慈善協會報』は、1917 (大正6)年、慈善事業の連絡・研究、災害救済事業等の実施を目的に設立された東京府慈善協會の機関誌である。その後、東京府慈善協會は、1920 (大正9)年に財團法人東京府社会事業協會と改称した。機関誌も『東京府社会事業協會々報』(1925年頃以降より表記が『東京府社会事業協會報』に変更)と改題され、さらに1929年より『社会福利』と改題された。
- 2) 拙著 (2021) 大正時代から昭和時代戦前期までの社会事業における組織キャンプ (その1) - 雑誌『東京府慈善協會報』より『社会福利』に至るまでに掲載された記事にみるキャンプを表わす用語 -、キャンプ研究、24、3-14
- 3) 中司利一によると、休暇集落 (= 休暇聚落、筆者注) とは休日や長期休暇を利用して郊外の外気や日光に浴させ、健康の回復を図ることを目指して行なわれた教育活動のことで、外国では19世紀中ごろデンマークなどで実施された (日本大百科全書をもとにした無料事典サイト「コトバンク」2014) としている。一方、歴史的には、先行書の多くに名前

が挙がるのは、スイス・チューリッヒ市の牧師ワルター・ビオン(Walter Bion)が始めたFerienkolonienである。ビオンは、1876(明治9)年、組織をつくり効果を確認して方法を確立したとされている。日本に初めて紹介されたのは1888(明治21)年である。瀬川昌耆は、1893(明治26)年に出版した著書『學校衛生法綱要』で「夏期休暇中都市に住める孱弱の児童にして貧困なる者を慈善家金を醸して保養せしむる仕組あり之を休暇聚落と云ふ」と述べている。その後、東京市九段の精華小学校が1907(明治40)年末に実施した。

- 4) 中司利一によると、休暇集落の施設版として説明をしている。また、Wikipedia(2020年10月31日アクセス)によると、フェリーニコロニー(他文献では「フェリエニコロニー」との表記もあり)と同時期に日本に紹介された「ワルドシュレ(Waldschule)」「虚弱児を守るため森林に建設された常設型施設」の訳語である林間学校の呼称が定着したもので、一般の学校と同様に学科も教える現在の病弱児特別支援学校のような施設であるとする。林間学校の語が後にフェリーニコロニーの活動をも指すようになり、広まることとなった、としている。一方、鶴飼盈治(1923)『日本アルプスと林間學校』によれば、1904(明治37)年、ドイツ・シャルロテンブルク市の校医ベンディックス(Bendix)が市視学ノイフェルト(Neuffert)と共に開設を進めたという。病弱虚弱児の養護を重視した教育施設で、開設期間は当年3ヵ月であったが結果が良好なことから、やがて年間を通じて常設化されたものとなる。日本では、1917(大正6)年、白十字会によって神奈川県茅ヶ崎に、医療と教育の機能を備えた寄宿制私立小学校として設置された。1917(大正6)年夏に文部省学校衛生官の北豊吉が行なった調査では、「林間學校」と林間聚落(「休暇聚落」の一種)の混同を戒めているが、その後の実態は、常設型ではない「林間學校」が林間聚落を含む「休暇聚落」の意味あい使われている事例が目立つ。
- 5) 社会事業においては、「休暇聚落」「林間學校」も使われているが、その掲載頻度は低い。同じ事業を

指す呼称としては、「轉住保育」「不轉住」を含む「轉住」が最も多く使われている。これは、ドイツの「休暇聚落」をふまえて発意、実施されたと推察される「保育所聯合幼児夏期轉住事業」(1917(大正6)年)において、おそらく初めて用いられたことから、その後もこの呼称が定着したものと推察される。また、保育する場所を環境の良いところに移し、そこで一定期間生活させることにより健康回復を図ることから名づけられたのものとも推察される。「轉住」は、こののち託児事業(現在の保育)ではキャンプを表わす用語として、戦後も1957(昭和32)年まで使われていたことが確認できる。

- 6) 主なものを挙げると、①山田誠(1976)初期の夏期林間学校の性格について、神戸外大論叢、27(4)、105-124、②恩田裕(1995)休暇集落の成立、教養論集(成城大学法学部)、12、104(1)-63(42)、③渡辺貴裕(2005)「林間學校」の誕生-衛生的意義から教育的意義へ-、京都大学大学院教育学研究科紀要、51、343-356であり、そのほか野口穂高は2007年以降、精力的に研究を行なっている(④(2010)大正期における林間・臨海學校の展開-東京市の事例を中心に-、日本の教育史学、53、30-42、⑤(2010)大正期の地方都市における林間學校受容に関する一考察-大阪府と香川県の事例を対象に-、論叢(玉川大学教育学部紀要)、2010、91-110、⑥(2012)「赤坂臨海教育団」に関する一考察-大正期の「林間學校・臨海學校」をめぐる議論に着目して-、論叢(玉川大学教育学部紀要)、2012、63-81、⑦(2015)大正末期から昭和初期の函館市における「林間學校」の研究-函館教育会「夏期林間學校」と函館市「五稜郭林間學校」を中心に-、早稲田大学大学院教職研究科紀要、7、1-16、⑧(2016)大正期における「林間學校」の受容と発展に関する一考察-その目的と実践内容の分析を中心に-、早稲田大学教育・総合科学学術院 学術研究(人文・社会科学編)、387-407、⑨(2019)大正・昭和初期の「野外における教育」と教育環境の拡充-東京市内の公的な主体による「林間學校」を中心に-、早稲田大学教職大学院紀要、11、1-14)。また、平沢信康の研究(⑩(2017)大正後期の群馬県における林間學校の誕生-前橋市

- 立敷島尋常小学校と桃井尋常小学校による合同開設 -、上武大学ビジネス情報学部紀要、16、1-37、⑪ (2018) 群馬県における林間学校の普及と展開 -大正末期から昭和戦中期まで-、上武大学ビジネス情報学部紀要、17、1-47) もある。
- 7) 関東大震災の際の支援物資として、巴里新聞協会からフランス政府の協力を通じて、テントや医療器具などからなる野戦衛生病院一式が寄贈された。しかし、救援物資の量が膨大であり、到着後の運搬に遅れが生じていたため、病院開設時には震災による負傷者数は減少し、被災者救護のための病院も一定数に到達していることが見込まれることから、救護活動に加えて東京市内の虚弱児童を集めて「育強事業」を試みることにした。1920年代に発行されたと思われる『仏蘭西寄贈病院業績報告』によると、「育強」とは、虚弱児童の健康を維持するのみではなく、強健ならしむると共に発育を増進せしむることを意味する造語であるという。(野口、後掲書9改編)
- 8) 関東大震災の際、乳幼児の食糧不足が生じたため、内務省衛生局は臨時的に牛乳配給所を設置し被災乳幼児を対象とする配給事業を開始した。これを東京市社会局が引き継ぎ、復興後は被災者救護から虚弱児童らの保護事業と目的を変更した。また、同市社会局は、被災児童を対象とする栄養食供給所を開設し、栄養食供給事業を実施した。復興後、同事業は貧困層の児童を対象とする保護事業へと目的を変更し、「経済的に窮迫している子どもたちへの就学普及を目的として設立された」特殊尋常小学校や市内託児所に栄養食供給所を併設して給食を実施した。そのほか、主に被給食児の家庭に対する栄養宣伝講演会を実施し、栄養教育を行なうなどした。これらの事業の実績を基盤として、身体虚弱児童の保護と身体的成長の促進を目途として林間学校を行なった。これが御殿場林間学校である。(野口、後掲書9改編)
- 9) 野口穂高(2008) 大正末期の東京市における「林間学校」-「御殿場夏期林間学校」と「仏蘭西寄贈病院」-、早稲田教育評論、22(1)、23-41
- 10) 高橋伸(2002) 戦前のセツルメント事業におけるキャンプ活動-興望館セツルメントに見るキャンプ活動について-、興望館資料シリーズ9
- 11) 1919(大正8)年、矢嶋楯子らが組織した日本キリスト教婦人矯風会外人部会に集っていた北米出身の女性宣教師らにより、東京市本所区(現在の墨田区)松倉町で、託児・授産などの事業を開始し、その拠点を「興望館」と名づけた。1928(昭和3)年、東京府下南葛郡都寺島町に移転し、翌年、本館が落成した。以降、寺島町(1932=昭和7年、東京市に編入され向島区寺島となる)にて活動する。
- 12) 公益財団法人日本キャンプ協会指導者養成委員会(編)(2017) キャンプディレクター必携、公益財団法人日本キャンプ協会、2
- 13) 本稿では、これ以降、福祉施設・機関・組織・団体を代表する言葉として団体を使う。なお、団体のうち名称と内容が記事の中で確認(特定)できたものは20であった。
- 14) 日帰りで行なうキャンプのこと。
- 15) 「明治～平成 値段史」(<http://sirakawa.bla.jp/>)を用いて計算すると、何を基準にするかによって変動はあるが、No.1の1917年に近くデータの残る1920年、No.45の1935年と2015年について、勤労世帯月の実収入(分母)と東京・大阪間の鉄道運賃・料金(分子)の比率を比べてみると、1920年では鉄道運賃・料金は6.2%、1935年では8.9%、2015年では2.7%となり、戦前期は鉄道運賃が現代と比べて割高であることがわかる。
- 16) 本稿でいう少年とは、小学校高等科生徒および中等学校生徒を指す。
- 17) 近代以前には広く下層の虐げられた人々を指し、近代以降は貧民(家族労働で辛うじて生活を維持する層)・窮民(救済の対象者)とは区別され、一応生活が安定した下層の職人・職工を指した。
- 18) barrack。本来は兵隊のための宿舎を意味する。転じて火災や地震、戦争などで家屋が焼けたり破壊されたりした際に、ありあわせの材料を用いて作った一時しのぎの小屋を指す。一般化したのは、関東大震災で瓦礫の山と化した東京の街に廢材などを組み合わせて建てた粗末な小家屋をバラックと呼ぶようになってからである。(世界大百科事典 第

- 2版 ベーシック版(1998) 日立デジタル平凡社CD-ROM版を改編)
- 19) 「度胸試し」のこと。
- 20) 無署名(1917) 保育所聯合幼児夏期轉住事業、東京府慈善協會報、3、12
- 21) No.1の事業が行なわれた10年前に比べると、この間、第一次世界大戦などの影響による物価騰貴が起きており、「明治～平成 値段史」によると、米価基準で3倍ほど、給与所得者年収で2倍ほど値上がりしている。
- 22) 無署名(1930) 東京府管内児童保護事業一覧、社會福利、14(5)、109-110。なお、記事における重複分は除いて示している。例えば、愛隣団はNo.26,29,39と記事があるが、本稿で示しているのはNo.26のみである。
- 23) 無署名(1924) 林間幼稚園及轉住保育、東京府社會事業協會報、24、121-128
- 24) 癡兵院内の様子については「庭園は、廣濶にして緑樹繁茂し雜草豊にして風涼しく自ら天然の林をなす、加ふるに丘陵あり、芝生あり、池亭、動物舎、炊事場等の設備あり」(前掲書10、123)と記載されている。
- 25) 坂巻顯三(1932) 海濱轉住の實驗に就て(幼児に就てのみ述ぶ)、社會福利、16(7)、87
- 26) 坂巻、同上、87-88
- 27) 有泉讓(1939) 轉住保育所参加者の手紙、社會福利、23(11)、49
- 28) 堀江定一(1934) 共同キャンプの批判的考察、社會福利、18(7)、101
- 29) 鐵道省編(1934) 汽車時間表、十二月號、137、153、158、および鐵道省編(1940) 時間表、十月号、172-173、190及び208
- 30) 無署名、前掲書23、121
- 31) 牧哲男(1939) 兒童の轉住事業雜觀-愛國寮の生活-、社會福利、23(9)、44
- 32) 牧賢一(1929) 西窓洞に於ける夏期轉住のこと、東京府社會事業協會報、13(9)、54-59
- 33) 下竹生(1927) 南千住隣保館第四回兒童天幕生活手記、東京府社會事業協會報、33、88-89
- 34) 無署名(1929) 納涼座談會、東京府社會事業協會報、13(9)、62
- 35) 三隅は、1928(昭和3)年から1931(昭和6)年までアメリカとカナダに留学した。その間、幾つかのキャンプにカウンセラーとして参加し、その折に母子キャンプ施設を知ったと思われる(三隅達郎(1978) キャンプに生きる、高文堂出版社、101-102)。
- 36) 三隅達郎(1932) 夏季轉住事業に就いて、社會福利、16(7)、86
- 37) 谷川貞夫(1934) 夏期轉住事業の社會化、社會福利、18(8)、93
- 38) 山室徳子(1948) 街の母と子の中に-吉見静江氏とその事業-、婦人之友、42(3)、8
- 39) 2005年に発行された興望館キャンプ報告(資料編)7-13によると、1924年夏にカナダ人の女性宣教師アレンの下で、亀戸にあった愛清館と千葉県津田沼で、期間を違えてキャンプを実施している。
- 40) 例えば、1914(大正3)年夏に実施された東京市本郷区の夏期休養団では監督教員4人が「兒童ニ附添ヘ凡テノ實行ニ當ル」としている(赤井直忠・井上晴之助(1914) 東京市本郷區小學校兒童夏季休養團成績、日本學校衛生、2(10)、696)。
- 41) 宇野辰雄(1934) 臨海聚落の實施に就て、社會福利、18(8)、103
- 42) 牧、前掲書31、54
- 43) 牧、前掲書31、47
- 44) ①楳生(1908) 清華學校轉地修養會、教育時論、824、7、②赤井直忠・井上晴之助、前掲書27、696(本郷区夏季休養団)、③無署名(1915) 高松市新瓦町小學校夏期休養團、日本學校衛生、3(10)、53、④無署名(1916) 林間學校の効果と實施-京都市私立高等女學校の主催、日本學校衛生、4(8)、32、⑤岡田道一(1921) 大正十年度麴町區夏季林間學校實施狀況及成績、日本學校衛生、9(9)、36
- 45) 赤井直忠・井上晴之助、前掲書27、704-705
- 46) 下竹、前掲書33、92
- 47) 樺山司(1932) キャンプ生活、社會福利、16(9)、103
- 48) 藤井藤太(1934) キャンプ生活の記録、社會福利、18(8)、103

- 49) 下竹、前掲書 33、89
- 50) 朝倉[朝原と思われる。筆者注]梅一（1933）夏季保育事業に就て、社会福祉、17（8）、73
- 51) 宇野、前掲書 41、96
- 52) 下竹、前掲書 33、89
- 53) 宇野、前掲書 41、96
- 54) 一條秀美（1935）幼児の轉住保育、社会福祉、19（5）、38
- 55) 宇野、前掲書 41、99
- 56) 牧、前掲書 33、58
- 57) 松本征二（1934）兒童夏期保護施設に就て、社会福祉、18（6）、45
- 58) 有泉、前掲書 27、46
- 59) 宇野、前掲書 41、99-103

60) 有泉、前掲書 27、46

Abstract

The purpose of this study is to clarify the characteristics of organized camps in social work (hereinafter referred to as “camps”). The author surveyed the magazine “Tokyo-fu-Jizen-kyoukai-hou” (later known as “Tokyo-fu-Sakajigyou-kyoukai-hou” and “Shakai-fukuri”), and searched the articles in those magazines. As a result, the following findings were made.

The implementing bodies were mostly social welfare agencies. In addition, camps were also held by the Tokyo City Education Bureau, universities, medical institutions, and YWCA. The purpose was to improve the health of physically weak or sickly children. There were also camps for health improvement of sickly children and normal children, and for health improvement of normal children only. The duration of the shortest camp was 5 days, and the longest camp was 31 days. For infant camp, the longest camp was 17 days. One-day camps were also held. Camp sites were usually in the suburbs of Tokyo city and prefectures close to Tokyo-fu. The target children were infants only, elementary school students only, infants and elementary school students, and from elementary to junior high school students. Half of the camps were targeted towards physically weak or sickly children. Normal children and poor children also participated. A small number of camps targeting mothers and children were also held. Nursery teachers were in charge as camp counselors. Administrative staffs were in charge of camp management. In addition, doctors, nurses, dietitians and chefs also participated. The program included daily routines, swimming, excursions, mountaineering, etc. They also had campfires that were not held at school camps. Participation fees varied depending on the camps. The participation fees were not able to cover the expenditure. When participating, medical treatments such as physical examinations were made, and welfare measures such as reduction or exemption of participation fees were also made.

Keywords

organized camps, social work, physically weak or sickly children, the Taisho period, the pre-war era of Showa period